虐待防止に関する指針

福祉クラブ生協宮前さんさん

1）目的

福祉クラブ生協宮前さんさんは高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるように指針を定める。

2）高齢者虐待とは、

次のいずれかに該当する行為をいう。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる暴力を加える事

② 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、そのほか高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと

③ 経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する事、その他当該高齢者から不当に財産上も利益を得る事。

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

3）虐待に対する自覚は問わない

利用者本人や養護者に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には虐待の疑いがあると考えて対応する。

4）利用者の安全が最優先

利用者の生命にかかわるような緊急事態下では、入院や措置入院などの緊急保護措置が必要な場合、養護者との信頼関係を築くことができない時でも利用者の安全確保を最優先する必要がある。

5）常に迅速な対応を意識する

時間が経過するに従い虐待が深刻化することが予想される為、通報や届け出がなされる場合には迅速に対応する。

6）組織的に対応する

相談、通報、届け出を受けたものは早急に虐待対応の担当者に相談する。内容、状況から緊急性を判断し、利用者の安全や事実確認と援助の方法など組織的に判断していく。

担当者１人への過度な負担を避け、また客観性を確保する必要から、複数の職員で対応する。

7）他機関との連携

問題への対応を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用。

8）記録を残す

当事者とのやり取り、会議等は全て記録に残す。適宜、組織的に状況の共有し、一職員ではなく組織としての実施を徹底する。

虐待防止検討委員会について

目的）
虐待防止・早期発見に加え発生した場合その再発を確実に防止するために委員会を設置します。
１）委員長の役割
委員長（高齢者虐待防止担当者）は理事長が勤め、委員会の運営と指導を行う。
委員長代行は管理者とする。
構成員は理事長、理事、管理者、サ責、コーディネーター。その他必要に応じ指名する

２）開催頻度
年に少なくとも１回開催し、必要時は臨時会合を実施する。

３）他の会議体と一体的に委員会を設置し効率的に運営する
４）委員会の役割
虐待に対する基本理念、行動規範等、職員への周知
虐待防止のための指針、マニュアル等の整備
職員の人権意識を高めるための研修を計画
予防と発見に向けた取り組み
発生した場合の対応
原因分析と再発防止策

付則
2023 年 4 月 1 日より施行